

訪問型サービス(独自/定率)(国基準と同等) サービスコード表

(令和6年6月サービス提供分から)

【自己負担割合1割(給付率90%)】

○対象  
×対象外

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	支給限度額 対象区分	
種類	項目						
A3	1001	訪問型サービス(国基準と同等) I	訪問型サービス費(独自)(I)	1176	1月につき	○	注1
A3	1003	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一・1	1,176単位 ※1月の中で全部で4回以上 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1058		○	
A3	3032	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	1000		○	
A3	3081	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	1035		○	
A3	1005	訪問型サービス(国基準と同等) II	訪問型サービス費(独自)(II)	2349		○	注2
A3	1007	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一・1	2,349単位 ※1月の中で全部で8回以上 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2114		○	
A3	3033	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	1997		○	
A3	3082	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	2067		○	
A3	1009	訪問型サービス(国基準と同等) III	訪問型サービス費(独自)(III)	3727		○	注3
A3	1011	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一・1	3,727単位 ※1月の中で全部で12回以上 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3354		○	
A3	3034	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	3168		○	
A3	3083	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	3280		○	
A3	1013	訪問型サービス(国基準と同等) IV	訪問型サービス費(独自)(IV)	294	1回につき	○	注4
A3	1015	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一・1	294単位 ※1月の中で全部で3回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	265		○	
A3	3035	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	250		○	
A3	3084	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	259		○	
A3	1017	訪問型サービス(国基準と同等) V	訪問型サービス費(独自)(V)	294		○	注5
A3	1157	訪問型サービス(国基準と同等) V 8回目調整用単位	294単位 ※1月の中で全部で7回まで 複数事業所利用等の場合、8回目はこの請求コードで請求する。	291		○	
A3	1019	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一・1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	265		○	
A3	3036	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	250		○	
A3	3085	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	259		○	
A3	1021	訪問型サービス(国基準と同等) VI	訪問型サービス費(独自)(VI)	311		○	注6
A3	1194	訪問型サービス(国基準と同等) VI 12回目調整用単位	311単位 ※1月の中で全部で11回まで 複数事業所利用等の場合、12回目はこの請求コードで請求する。	306		○	
A3	1023	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	280		○	
A3	3037	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	264		○	
A3	3086	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	274		○	

A3	1025	訪問型サービス(国基準と同等)初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき	○	
A3	1158	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	100単位加算	100		○	
A3	1026	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅱ		200単位加算	200		○	
A3	3038	訪問型サービス(国基準と同等)口腔連携強化加算	口腔連携強化加算	50単位加算	50		○	
A3	3146	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		398	1月につき	×	注8
A3	3147	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅰ		686	×			
A3	3148	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅰ		1023	×			
A3	3149	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ		364	1月につき	×	
A3	3150	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅱ		627	×			
A3	3151	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅱ		936	×			
A3	3152	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅲ		296	1月につき	×	
A3	3153	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅲ		509	×			
A3	3154	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅲ		760	×			
A3	3155	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅳ	介護職員等処遇改善加算Ⅳ		236	1月につき	×	
A3	3156	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅳ		406	×			
A3	3157	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅳ		606	×			
A3	3158	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅴ(1)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)		359	1月につき	×	
A3	3159	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅴ(1)		619	×			
A3	3160	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅴ(1)		923	×			
A3	3161	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅴ(2)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)		338	1月につき	×	
A3	3162	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅴ(2)		582	×			
A3	3163	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅴ(2)		869	×			
A3	3164	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅴ(3)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3)		325	1月につき	×	
A3	3165	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅴ(3)		560	×			
A3	3166	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅴ(3)		835	×			
A3	3167	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅴ(4)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4)		304	1月につき	×	
A3	3168	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅴ(4)		523	×			
A3	3169	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅴ(4)		781	×			
A3	3170	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅴ(5)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)		299	1月につき	×	
A3	3171	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅴ(5)		515	×			

A3	3172	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(5)			769	×	
A3	3173	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(6)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)		265	×	
A3	3174	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(6)			456	×	
A3	3175	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(6)			681	×	
A3	3176	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(7)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)		265	×	
A3	3177	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(7)			456	×	
A3	3178	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(7)			681	×	
A3	3179	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(8)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)		257	×	
A3	3180	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(8)			442	×	
A3	3181	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(8)			660	×	
A3	3182	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(9)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)		231	×	
A3	3183	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(9)			397	×	
A3	3184	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(9)			593	×	
A3	3185	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(10)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10)		226	×	
A3	3186	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(10)			389	×	
A3	3187	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(10)			581	×	
A3	3188	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(11)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11)		197	×	
A3	3189	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(11)			339	×	
A3	3190	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(11)			505	×	
A3	3191	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(12)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12)		192	×	
A3	3192	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(12)			330	×	
A3	3193	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(12)			493	×	
A3	3194	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(13)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13)		163	×	
A3	3195	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(13)			280	×	
A3	3196	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(13)			418	×	
A3	3197	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(14)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14)		124	×	
A3	3198	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(14)			213	×	
A3	3199	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(14)			317	×	
A3	3123	訪問型サービス(国基準と同等)減算・1			-1	○	注9
A3	3124	訪問型サービス(国基準と同等)減算・2			-2	○	

A3	3125	訪問型サービス(国基準と同等)減算・3
A3	3126	訪問型サービス(国基準と同等)減算・4
A3	3127	訪問型サービス(国基準と同等)減算・5
A3	3128	訪問型サービス(国基準と同等)減算・6
A3	3129	訪問型サービス(国基準と同等)減算・7
A3	3130	訪問型サービス(国基準と同等)減算・8
A3	3131	訪問型サービス(国基準と同等)減算・9
A3	3132	訪問型サービス(国基準と同等)減算・10
A3	3133	訪問型サービス(国基準と同等)減算・12
A3	3134	訪問型サービス(国基準と同等)減算・23
A3	3135	訪問型サービス(国基準と同等)減算・37

各報酬の請求時において100分の1減算を行う場合

-3	○
-4	○
-5	○
-6	○
-7	○
-8	○
-9	○
-10	○
-12	○
-23	○
-37	○

【自己負担割合2割(給付率80%)】

○対象  
×対象外

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	支給限度額 対象区分	
種類	項目						
A3	1201	訪問型サービス(国基準と同等) I	訪問型サービス費(独自)(I)	1176	1月につき	○	注1
A3	1203	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一・1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1058			
A3	3232	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	1000			
A3	3281	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	1035			
A3	1205	訪問型サービス(国基準と同等) II	訪問型サービス費(独自)(II)	2349	1月につき	○	注2
A3	1207	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一・1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2114			
A3	3233	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	1997			
A3	3282	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	2067			
A3	1209	訪問型サービス(国基準と同等) III	訪問型サービス費(独自)(III)	3727	1月につき	○	注3
A3	1211	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一・1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3354			
A3	3234	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	3168			
A3	3283	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	3280			
A3	1213	訪問型サービス(国基準と同等) IV	訪問型サービス費(独自)(IV)	294	1回につき	○	注4
A3	1215	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一・1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	265			
A3	3235	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	250			
A3	3284	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	259			
A3	1217	訪問型サービス(国基準と同等) V	訪問型サービス費(独自)(V)	294	1回につき	○	注5
A3	1357	訪問型サービス(国基準と同等) V 8回目調整用単位	複数事業所利用等の場合、8回目はこの請求コードで請求する。	291			
A3	1219	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一・1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	265			
A3	3236	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	250			
A3	3285	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	259			
A3	1221	訪問型サービス(国基準と同等) VI	訪問型サービス費(独自)(VI)	311	1回につき	○	注6
A3	1394	訪問型サービス(国基準と同等) VI 12回目調整用単位	複数事業所利用等の場合、12回目はこの請求コードで請求する。	306			
A3	1223	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	280			
A3	3237	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%	264			
A3	3286	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%	274			

A3	1225	訪問型サービス(国基準と同等)初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき	○	
A3	1358	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	100単位加算	100	1月につき	○	
A3	1226	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅱ		200単位加算	200		○	
A3	3238	訪問型サービス(国基準と同等)口腔連携強化加算		口腔連携強化加算	50単位加算		50	○
A3	3346	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		398	1月につき	×	注8
A3	3347	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅰ			686		×	
A3	3348	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅰ			1023		×	
A3	3349	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ		364	1月につき	×	注8
A3	3350	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅱ			627		×	
A3	3351	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅱ			936		×	
A3	3352	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅲ		296	1月につき	×	注8
A3	3353	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅲ			509		×	
A3	3354	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅲ			760		×	
A3	3355	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅳ	介護職員等処遇改善加算Ⅳ		236	1月につき	×	注8
A3	3356	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅳ			406		×	
A3	3357	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅳ			606		×	
A3	3358	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅴ(1)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)		359	1月につき	×	注8
A3	3359	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅴ(1)			619		×	
A3	3360	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅴ(1)			923		×	
A3	3361	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅴ(2)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)		338	1月につき	×	注8
A3	3362	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅴ(2)			582		×	
A3	3363	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅴ(2)			869		×	
A3	3364	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅴ(3)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3)		325	1月につき	×	注8
A3	3365	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅴ(3)			560		×	
A3	3366	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅴ(3)			835		×	
A3	3367	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅴ(4)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4)		304	1月につき	×	注8
A3	3368	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅴ(4)			523		×	
A3	3369	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅴ(4)			781		×	
A3	3370	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅴ(5)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)		299	1月につき	×	注8
A3	3371	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅴ(5)			515		×	

A3	3372	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(5)			769	×	
A3	3373	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(6)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)		265	×	
A3	3374	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(6)			456	×	
A3	3375	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(6)			681	×	
A3	3376	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(7)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)		265	×	
A3	3377	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(7)			456	×	
A3	3378	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(7)			681	×	
A3	3379	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(8)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)		257	×	
A3	3380	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(8)			442	×	
A3	3381	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(8)			660	×	
A3	3382	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(9)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)		231	×	
A3	3383	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(9)			397	×	
A3	3384	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(9)			593	×	
A3	3385	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(10)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10)		226	×	
A3	3386	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(10)			389	×	
A3	3387	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(10)			581	×	
A3	3388	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(11)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11)		197	×	
A3	3389	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(11)			339	×	
A3	3390	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(11)			505	×	
A3	3391	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(12)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12)		192	×	
A3	3392	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(12)			330	×	
A3	3393	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(12)			493	×	
A3	3394	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(13)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13)		163	×	
A3	3395	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(13)			280	×	
A3	3396	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(13)			418	×	
A3	3397	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(14)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14)		124	×	
A3	3398	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(14)			213	×	
A3	3399	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(14)			317	×	
A3	3323	訪問型サービス(国基準と同等)減算・1			-1	○	注9
A3	3324	訪問型サービス(国基準と同等)減算・2			-2	○	

A3	3325	訪問型サービス(国基準と同等)減算・3
A3	3326	訪問型サービス(国基準と同等)減算・4
A3	3327	訪問型サービス(国基準と同等)減算・5
A3	3328	訪問型サービス(国基準と同等)減算・6
A3	3329	訪問型サービス(国基準と同等)減算・7
A3	3330	訪問型サービス(国基準と同等)減算・8
A3	3331	訪問型サービス(国基準と同等)減算・9
A3	3332	訪問型サービス(国基準と同等)減算・10
A3	3333	訪問型サービス(国基準と同等)減算・12
A3	3334	訪問型サービス(国基準と同等)減算・23
A3	3335	訪問型サービス(国基準と同等)減算・37

各報酬の請求時において100分の1減算を行う場合

-3	○
-4	○
-5	○
-6	○
-7	○
-8	○
-9	○
-10	○
-12	○
-23	○
-37	○



【自己負担割合3割(給付率70%)】

○対象  
×対象外

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	支給限度額 対象区分		
種類	項目							
A3	1401	訪問型サービス(国基準と同等) I	訪問型サービス費(独自)(I) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1,176単位 ※1月の中で全部で4回以上	1176	1月につき	○	注1	
A3	1403	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一・1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%				1058
A3	3432	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一・2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%				1000
A3	3481	訪問型サービス(国基準と同等) I・同一・3		正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%				1035
A3	1405	訪問型サービス(国基準と同等) II	訪問型サービス費(独自)(II) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 2,349単位 ※1月の中で全部で8回以上	2349	1月につき	○	注2	
A3	1407	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一・1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%				2114
A3	3433	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一・2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%				1997
A3	3482	訪問型サービス(国基準と同等) II・同一・3		正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%				2067
A3	1409	訪問型サービス(国基準と同等) III	訪問型サービス費(独自)(III) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,727単位 ※1月の中で全部で12回以上	3727	1月につき	○	注3	
A3	1411	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一・1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%				3354
A3	3434	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一・2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%				3168
A3	3483	訪問型サービス(国基準と同等) III・同一・3		正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%				3280
A3	1413	訪問型サービス(国基準と同等) IV	訪問型サービス費(独自)(IV) 事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 294単位 ※1月の中で全部で3回まで	294	1回につき	○	注4	
A3	1415	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一・1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%				265
A3	3435	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一・2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%				250
A3	3484	訪問型サービス(国基準と同等) IV・同一・3		正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%				259
A3	1417	訪問型サービス(国基準と同等) V	訪問型サービス費(独自)(V) 事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 294単位 ※1月の中で全部で7回まで	294	1回につき	○	注5	
A3	1557	訪問型サービス(国基準と同等) V 8回目調整単位数		複数事業所利用等の場合、8回目はこの請求コードで請求する。				291
A3	1419	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一・1		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%				265
A3	3436	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一・2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%				250
A3	3485	訪問型サービス(国基準と同等) V・同一・3		正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%				259
A3	1421	訪問型サービス(国基準と同等) VI		訪問型サービス費(独自)(VI) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 311単位 ※1月の中で全部で11回まで				311
A3	1594	訪問型サービス(国基準と同等) VI 12回目調整単位数	複数事業所利用等の場合、12回目はこの請求コードで請求する。		306			
A3	1423	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		280			
A3	3437	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85%		264			
A3	3486	訪問型サービス(国基準と同等) VI・同一・3	正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合(事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く) ×88%		274			

A3	1425	訪問型サービス(国基準と同等)初回加算	初回加算	200単位加算	200	1月につき	○	
A3	1558	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	100単位加算	100	1月につき	○	
A3	1426	訪問型サービス(国基準と同等)生活機能向上加算Ⅱ		200単位加算	200		○	
A3	3438	訪問型サービス(国基準と同等)口腔連携強化加算		口腔連携強化加算	50単位加算		50	○
A3	3546	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		398	1月につき	×	注8
A3	3547	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅰ			686		×	
A3	3548	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅰ			1023		×	
A3	3549	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅱ	介護職員等処遇改善加算Ⅱ		364	1月につき	×	注8
A3	3550	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅱ			627		×	
A3	3551	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅱ			936		×	
A3	3552	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅲ	介護職員等処遇改善加算Ⅲ		296	1月につき	×	注8
A3	3553	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅲ			509		×	
A3	3554	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅲ			760		×	
A3	3555	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅳ	介護職員等処遇改善加算Ⅳ		236	1月につき	×	注8
A3	3556	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅳ			406		×	
A3	3557	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅳ			606		×	
A3	3558	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅴ(1)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)		359	1月につき	×	注8
A3	3559	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅴ(1)			619		×	
A3	3560	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅴ(1)			923		×	
A3	3561	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅴ(2)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(2)		338	1月につき	×	注8
A3	3562	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅴ(2)			582		×	
A3	3563	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅴ(2)			869		×	
A3	3564	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅴ(3)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(3)		325	1月につき	×	注8
A3	3565	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅴ(3)			560		×	
A3	3566	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅴ(3)			835		×	
A3	3567	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅴ(4)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(4)		304	1月につき	×	注8
A3	3568	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅴ(4)			523		×	
A3	3569	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算Ⅴ(4)			781		×	
A3	3570	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算Ⅴ(5)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(5)		299	1月につき	×	注8
A3	3571	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算Ⅴ(5)			515		×	

A3	3572	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(5)			769	×	
A3	3573	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(6)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(6)		265	×	
A3	3574	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(6)			456	×	
A3	3575	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(6)			681	×	
A3	3576	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(7)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(7)		265	×	
A3	3577	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(7)			456	×	
A3	3578	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(7)			681	×	
A3	3579	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(8)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(8)		257	×	
A3	3580	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(8)			442	×	
A3	3581	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(8)			660	×	
A3	3582	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(9)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(9)		231	×	
A3	3583	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(9)			397	×	
A3	3584	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(9)			593	×	
A3	3585	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(10)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(10)		226	×	
A3	3586	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(10)			389	×	
A3	3587	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(10)			581	×	
A3	3588	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(11)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(11)		197	×	
A3	3589	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(11)			339	×	
A3	3590	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(11)			505	×	
A3	3591	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(12)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(12)		192	×	
A3	3592	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(12)			330	×	
A3	3593	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(12)			493	×	
A3	3594	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(13)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(13)		163	×	
A3	3595	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(13)			280	×	
A3	3596	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(13)			418	×	
A3	3597	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算5(14)	介護職員等処遇改善加算Ⅴ(14)		124	×	
A3	3598	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算5(14)			213	×	
A3	3599	訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算5(14)			317	×	
A3	3523	訪問型サービス(国基準と同等)減算・1			-1	1回につき ○	注9
A3	3524	訪問型サービス(国基準と同等)減算・2			-2	○	

A3	3525	訪問型サービス(国基準と同等)減算・3
A3	3526	訪問型サービス(国基準と同等)減算・4
A3	3527	訪問型サービス(国基準と同等)減算・5
A3	3528	訪問型サービス(国基準と同等)減算・6
A3	3529	訪問型サービス(国基準と同等)減算・7
A3	3530	訪問型サービス(国基準と同等)減算・8
A3	3531	訪問型サービス(国基準と同等)減算・9
A3	3532	訪問型サービス(国基準と同等)減算・10
A3	3533	訪問型サービス(国基準と同等)減算・12
A3	3534	訪問型サービス(国基準と同等)減算・23
A3	3535	訪問型サービス(国基準と同等)減算・37

各報酬の請求時において100分の1減算を行う場合

-3	○
-4	○
-5	○
-6	○
-7	○
-8	○
-9	○
-10	○
-12	○
-23	○
-37	○

留意事項

- 注1 週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回／月以上の場合に使用。
- 注2 週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回／月以上の場合に使用。
- 注3 週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回／月以上の場合に使用。
- 注4 週1回程度の利用を想定する者は、この単価×回数で請求。ただし、提供回数が4回／月以上の場合は、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ(1月あたりの単価)を使用。  
※複数事業所利用等の場合、このコードで4回分までの利用回数を請求をする。
- 注5 週2回程度の利用を想定する者は、この単価×回数で請求。ただし、提供回数が8回／月以上の場合は、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ(1月あたりの単価)を使用。  
※複数事業所利用等の場合、8回目の請求コードは、「訪問型サービス(国基準と同等)Ⅴ8回目調整用単位」で請求する。
- 注6 週2回を超える利用を想定する者は、この単価×回数で請求。ただし、提供回数が12回／月以上の場合は、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ(1月あたりの単価)を使用。  
※複数事業所利用等の場合、12回目の請求コードは、「訪問型サービス(国基準と同等)Ⅵ12回目調整用単位」で請求する。
- 注7 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算、中山間地域等提供加算について算定が必要な場合は、予めお問い合わせください。
- 注8 週1回程度利用の場合、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅰ・処遇改善加算1～5を使用。  
週2回程度利用の場合、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅱ・処遇改善加算1～5を使用。  
週2回を超える利用の場合、訪問型サービス(国基準と同等)Ⅲ・処遇改善加算1～5を使用。
- 注9 高齢者虐待防止措置未実施減算等が必要な場合、該当の減算コードを選択の上でご使用ください。  
なお、減算コード利用時における介護職員等処遇改善加算の取り扱いについては下記のとおりです。  
令和6年6月サービス分以降について、他の加算と同様に減算が不要となります。  
令和6年4月及び5月サービス分について、「サービスコード表(令和6年4月サービス提供分から)」における留意事項をご確認の上、ご対応ください。